令和5年8月吉日

雇用管理責任者様

労働調査会関西支社

2024年4月

待ったなし! 「建設業」働き方改革に備える!

雇用管理研修のご案内【無料／厚生労働省委託事業】

　2024年4月1日から建設業で時間外労働の上限規制が適用となり、まさしく本格的な「働き方改革」が始まります。今なぜ建設業で働き方改革が求められているのか、それは現在の働き手の環境を改善することはもちろんですが、その先には「**次世代の担い手の確保**」が大きな課題となっているためです。そのため「雇用管理責任者」の役割と責任は大きく、建設業が抱えている雇用環境の現状を理解し、働き方改革を実行しなければなりません。大変革に備えるため、何をどうすべきかをこの研修で明快に解説いたします。

ぜひご参加ください。本研修は**厚生労働省の委託事業で無料**です。

**■「雇用管理責任者」について**

　建設事業主は、入職者の募集、雇入れ、配置に関すること等、雇用管理に関する事項を管理させるため　　**「雇用管理責任者」を選任しなければならないと、下記の通り法律によって定められています**。

|  |
| --- |
| **建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）**  **（雇用管理責任者）**  **5条　事業主は、建設事業（建設労働者を雇用して行うものに限る。）を行う事業所ごとに、次に掲げる事項のうち当該**  **事業所において処理すべき事項を管理させるため、雇用管理責任者を選任しなければならない。**  **1　建設労働者の募集、雇入れ及び配置に関すること**  **2　建設労働者の技能の向上に関すること**  **3　建設労働者の職業生活上の環境の整備に関すること**  **4　前3号に掲げるもののほか、建設労働者に係る雇用管理に関する事項で厚生労働省令で定めるもの**  **２　事業主は、雇用管理責任者を選任した時には、当該雇用管理責任者の氏名を当該事業所に掲示する等により当該事業**  **所の建設労働者に周知させるよう努めなければならない。**  **３　事業者は雇用管理責任者について、必要な研修を受けさせるなど、第1項各号に掲げる事項を管理するための知識の**  **習得及び向上を図るように努めなければならない。** |

**■ポイント**

①事業所（支店や営業所）ごとに選任しなければなりません。

②雇用管理責任者には、新しい知識の習得及び向上が求められています。

③雇用管理責任者のみならず、それに準ずる方、雇用管理の知識を習得したい方もご参加ください。

④職別工事業者も事業所ごとに選任する必要があります。協力業者の方々にも広くご案内ください。

⑤参加者の企業名と参加者名は厚生労働省に提出します。（研修終了後に修了証を発行します）